

令和5年第4回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年4月10日(月) 午後1時30分から午後3時10分
- 2 場 所 菊池市役所 3階「305会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 中原親弘、新堀誠、望月睦美、梁池裕美、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 岩本工
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 令和5年度最適化活動の目標設定等について
議案第2号 新規就農について
議案第3号 あっせん登録申出について
議案第4号 農地法第3条許可申請について
議案第5号 農地法第4条許可申請について
議案第6号 農地法第5条許可申請について
議案第7号 農用地利用集積計画(案)について
議案第8号 非農地証明願について
- 報 告 ①許可返納願について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。「こんにちは。」ご着席ください。

まず、今年度最初の総会であり、事務局職員が4月1日付けで人事異動がっておりますので、事務局員の紹介をさせていただきます。私でございますが、今回異動しました、中原です。よろしくお願ひします。順次、自己紹介をさせていただきます

す。 ～「所属と氏名」～

本日は、19名全員の農業委員さんの出席を頂いております。「菊池市農業委員会会議規則第9条」に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、「令和5年第4回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長) それでは議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号16番、中山委員と議席番号17番、青木委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴人の申出があっているかどうか事務局にお尋ねします。

事務局長) 本日は傍聴人の方がおられます。傍聴人におかれましては、定められた場所以外に入っていない事、銃器その他、危険なものを持っているもの、その他議長において秩序を保持するために必要であると認めた場合には入場をお断りすることがございます。また傍聴人は議場において発言しその他喧噪に当たる行為をしてはならないとなっております。議長はその指示に従わない傍聴人の退場を求めることができるとなっておりますので申し伝えます。よろしくお願いいたします。

《議案審議》

会 長) それでは、議案第1号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第1号令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。令和5年度最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおり審議の上、委員会の意見を決定するものとするものでございます。この菊池市農業委員会最適化活動の目標の設定等については、毎年度4月末までに農業会議の確認を受けた上、農業委員会の決定を経て公表し、知事へ報告することとされております。内容については、議案書2ページから4ページになります。2ページをご覧ください。令和5年4月1日現在の農業委員会の状況となっております。「農業委員会の現在の体制」及び「農家・農地等の概要」について記載しております。開けて3ページ、4ページをご覧ください。最適化活動の成果目標ということで、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」、「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、「活動強化月間

の設定目標」、「新規参入相談会への参加目標」について記載しております。説明は以上になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) ただ今、菊池市農業委員会「最適化活動の目標の設定等」につきまして、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ね等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第2号新規就農についてご説明させていただきます。議案書の5ページをお開き下さい。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件でございまして、6ページから7ページが「農業計画書」となっております。まず、6ページをご覧ください。「申請者の住所・氏名」、「申請の理由」、「過去の農業従事状況」、「取得等予定候補地における事業計画」、「目標年次における経営面積」、開けていただいて、7ページの「家族」、「農業用機械の保有状況等」「作付・管理計画」の内容につきましては、記載のとおりでございます。これにつきましては、先般、3月29日に、丸山会長をはじめ、担当農業委員と担当推進委員、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして担当の川口委員よりご意見ををお願いいたします。

川口五月委員) 5番川口です。この方は、昨年、国の補助金を受けて申請されて、植付けなどをされておられましたが、今回法人化されまして、新たに申請し直されました。2日に現地調査を行いました。作業道もしっかり入れてあり、車が入るような道が通してありました。苗もほとんど植付けが済んでいました。イノシシ等の防除のためのネットを張ってあり、きれいに作業ができておりました。問題ないと思いますが、ご審議をお願いします。

会 長) ただいま新規就農につきまして、事務局、担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいた

します。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人3件となっております。9ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の笹本委員より、ご意見をお願いいたします。

笹本一人委員 1番の笹本でございます。この申請は4月2日に現地調査を行い、申請人さんと、そのお父さんの3人でお話をいたしました。この申請人さんは地区で優秀なゴボウ農家さんです。何ら問題ないと思います。皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

事務局長) 次に10ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の加藤委員より、ご意見をお願いいたします。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。申請人は、キンショウメロンの経営形態です。現在認定農業者、JA青年部等、地域の貢献をされながら農業に取り組んでおられます。今後規模拡大をしたいということで、今回の申請になりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

事務局長) 次に11ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっ

せん希望地状況につきましては記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の井藤委員より、ご意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員） 3番の井藤です。申請人は、地元で繁殖馬を経営されております。特に問題はないと思います。皆さんのご審議、よろしく申し上げます。

会 長） ただいま、「あっせん登録申出」につきまして、事務局と担当委員さんから説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見がございましたらお受けいたします。

坂本忠弘委員） 14番の坂本でございます。10ページの方のあっせん希望地状況が記入されておられませんが、どれだけでもよいということであれば問題ないかと思いますが、この辺はどのような状況でしょうか。

会 長） 事務局から説明、申し上げます。

事務局） 記載が漏れておりましたが、こちらの方は30ページの12番の申請になりますので、こちらの方での希望ということになっております。今後も規模拡大はされるのではないかと考えられます。

会 長） 他に質問等ありませんか。

会 長） 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

会 長） ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長） 議案第4号農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。12ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転5件、賃貸借権設定7件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長） それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の許可要件には該当しません。13ページをご覧ください。所有権移転の1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。こちらの申請は譲受人さんが祖父の時代から買入れされておられ、2年ぐらい前に分かったということで、譲渡人の申出で譲受人さんへの贈与ということでございます。72㎡でございますけれども、これも4月2日に本人さんにお話しを聞きましたが、何ら問題ないかと思えます。皆さまのご審議、よろしくをお願いします。

会 長) 次に2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。こちらも4月2日に譲受人さんのところに行きまして、お話を聞いて参りました。譲渡人さんが市外にお住いのため作業ができないということで、譲受人さんが以前からずっと小作をされておられたということで、相互の合意の売買でございます。何ら問題ないかと思えます。皆さまのご審議、よろしくをお願いします。

会 長) 次に3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。この案件も2番の方と一緒にございますけれども、こちらも4月2日に、本人さん、譲受人さんのところに行ってお話を聞いて参りまして、こちらも以前から譲渡人さんの田を小作されており、もう買っていただけないかというお話があったとのこと。相互の合意の売買でございます。何ら問題はないと思えますが、皆様のご審議、よろしくをお願いします。

会 長) 次に4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。譲受人は、本業は農業ではございませんが、コメ等を作付けされており、相互合意による売買です。ご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。譲受人は、同じく本業は農業ではございませんが、コメ、ジャガイモ、スイートコーン等を作付けされており、相互合意による売買です。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に賃貸借権設定の1番と2番は関連しておりますので、一括して説明をお願いします。

事務局) 賃貸借権設定の1番と2番です。14ページをお開き下さい。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番と2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。この方は、先ほどの新規就農者です。相互合意によるものですので、何ら問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に3番と4番も関連しておりますので、一括して説明をお願いします。

事務局) 3番と4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番と4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。譲渡人、譲受人の双方で話し合ってから賃貸借権設定となっております。問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に5番をお願いします。

事務局) 5番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。貸付人、借受人お互いの合意です。何ら問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に6番をお願いします。

事務局) 6番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。借受人さんは、合志市にお住まいであり、合志市では認定農家も受けられておられます。相互合意による賃借です。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に7番をお願いします。

事務局) 15ページをお開きください。7番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。この件につきましては、お互い合意による貸し借りですので、何の問題はないかと思われま。皆さまのご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんの説明が終わりましたが、賃貸借権の3番と4番を除く案件につきまして、お尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

高山悦子委員) 8番の高山です。所有権移転の2番と3番の譲受人の方は、高齢であること、この年齢でわざわざ土地を買われるということは、なにかちょっとわざわざしなくてもよいのではないかと思います、このあと取得されたあとに、他の、例えば親族の方が引続き農業をされるのでしょうか。

会 長) 事務局、分かりますか。分かればお願いいたします。

事務局) この方たちは、元々ここの土地を借りられて耕作されておられる方です。後継者の方もいらっしゃいます。所有者の方が市外におられて、こちらの土地は処分したいとのことだったので、売買されたという形になっております。

高山悦子委員) 分かりました。それともう一つ、所有権移転の4番と5番についてなんですけれども、ご説明で本業は農業ではないが、コメを作っているとか、ジャガイモを作っているというお話がありましたが、本業が農業ではないということと、作っているコメやジャガイモがどうなっているかということと、要するに本業が農業ではないという方はいらっしゃると思うんですけれども、作付けされてるコメとかジャガイモは自分用で作っておられるという意味ですか。それとも、出荷はされてるのでしょうか。

会 長) 事務局、分かりますか。

井藤弘樹委員) 3番井藤です。コメとか作っておられて、余る分は売っておられるものあると思いますが、5番の藤本さんでしょうか、カライモ等将来作って、焼き芋を売ってみたりとか、そういうことは言われておりましたが、現在カライモが売れているとか、そういうことはありません。野菜等を自分で作って、売れる分は売って、自分で処理できる分は自分で処理してというような、親戚の家に配ってとか、知合いに配ったりとか、そういうようなところですか。コメは自分のところで食べられるというようなところですか。

高山悦子委員) 兼業農家もいらっしゃいますけど、どちらが収入が高いかという話からすると、兼業で農業されているかたもたくさんいらっしゃると思うんですけれども、この方たちは自分でコメを消費するというよりも、販売して収入を得るのではないかと思います。

事務局) 農家には兼業農家と専業農家とあって、農業が主という方と農業が従という方とありますが、日本の農業者を見ると、兼業農家がかなりのウェイトを占めるという実態がございます。農地法3条には要件に合致すれば許可をするということになっておりますので、申出があったことからすると、要件に合致しているというふうに思いま

す。

高山悦子委員) 余っているかどうか、私たちはどうやって判断したらいいんでしょうか。余った分を出されているということであれば、いいんですけども、回答がどちらか分からないので。

井藤弘樹委員) 収穫はあまりないと思いますが、自己消費、自家用と、その余りで出来た分は、販売とまではいきませんが、親戚に配ったりとかが多いと思います。収入になっている分はそれほどありませんが、自分が農業をしたいということで農地を買われて、商業的に収入を得るということではなくて、ある程度の自己消費がメインとなっていると思います。

高山悦子委員) そこはよく分かりますが、要件がよくわからないからお尋ねしているだけなんです。

事務局) 自家消費でも、4月から下限面積の制限がなくなりましたので、自家消費でもよろしいということで、農政局には確認を取っているところです。

高山悦子委員) そこを聞いたかったんです。いまどうなっているのかわかりませんが、これに当てはまるとおっしゃっていただければ、私が思っていたのと違っていても最終的にはこうなっていますということを知りたかったところです。了解しました。

事務局) 説明不足で申し訳ございませんでした。

会 長) 他にはございませんか。

笹本一人委員) 13 ページ 1 番の譲受人について説明が漏れておりましたが、これは地籍調査で2,3年前に分かったということで補足させていただきます。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、賃貸借設定の3番と4番を除く案件につきまして、ご異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので許可することに決定いたします。賃貸

借権設定の3番と4番については農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定されている「議事参与の制限」に該当される委員さんがおられますので、9番の委員さんはしばらくの間、ご退席をお願いします。

(該当委員退席)

会 長) 貸貸借権設定の3番と4番につきまして、お尋ね、ご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、許可することにご異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので許可することに決定いたします。退席の委員さん、自席にお戻りください。次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。16ページをお開き下さい。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) それでは1番について、ご説明をお願いします。

事務局) 17ページをご覧ください。申請人、都市の所在地、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から、東北東約15km、国道387号線から東に約3kmの土地です。農地区分につきましては、農振農用地区域内の農地ですが、農業用施設用地に用途区分がなされている農地であることから、農業用施設への転用は可能です。なお、すでに農業用倉庫が設置されていることから、始末書が添付されております。位置図、現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきましては、私の担当でございますので、意見を述べさせていただきます。6番の丸山です。4月5日に宮本推進委員、事務局、地権者と代理人さんの立会いのもと、現地調査を行ってまいりました。ここは先月、基盤強化法で1番から16番というようなことで、贈与という形で事前調査後の関係ということであがった案件でございま

す。今、事務局から言われましたとおり、この梨組合の方が現地まで行かれるのに30分以上かかるようなところで、農業用倉庫、農機具、あるいは消毒用のタンク等の設置がされておりました。また、今まで共同で使っておられるということでしたが、現地調査の結果、今回は個人での申請ということで、話合いがなっております。今後、成行き次第では、5条申請があるかとは思いますが、今回は4条の申請ということで、現地でも確認をしております。すでに倉庫等は何十年という年月が経っている現状でございますので、何ら問題はないと思っております。ただ、今回は隣接農地の同意書、あるいは排水の同意書等は添付しておりますので、仕方ないと思っております。皆さまのご審議をお願いします。

会 長) 農地法第4条の申請につきまして、事務局と私からの説明が終わりましたが、この件につきまして、なにかお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、許可することにご異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので許可することに決定いたします。次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長) 議案第6号農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。18ページをお開き下さい。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転5件、賃貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) それでは、所有権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) それでは5条の許可申請について説明をいたします。議案書の19ページをご覧ください。所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色の着色部分になります。市役所七城支所から北側に約600mのところになります。農地区分は10ha以上の広がりがある第1種農地となりますが、例外規定による集落接続に該当し、転用の許可は可能な場所になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの説明をお願いいたします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。譲受人さんは七城町出身の方で実家の近くに家を建てたいと思い、今回の申請となっております。子どもさんが小学校にあがるときに移住したいとのことでした。排水計画については、給水についてはボーリングによる給水、生活雑排水は公共下水道、雨水は浸透枳、また地元行政区からも排水同意を取られておられます。問題ないかと思えます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

会 長) 次に2番について、お願ひいたします。

事務局) 2番です。所有権移転の番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色の着色部分になります。道の駅旭志から南側へ800m程のところになります。農地区分は10ha未満で広がりのない生産能力の低い、2種農地となります。転用は可能な農地となりますが、4月5日の現地調査の際に、一部砂利を敷き流してありましたので、始末書を添付するよう指導し、現在始末書が添付されております。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 次に2番について、担当委員さんの説明をお願ひいたします。

青木孝博委員) 17番の青木です。2日に現地調査にまいりました。現在化血研社が所有されておられて、それを隣にあるKMバイオさんが購入されて、自家用太陽光パネルと駐車場が足りないので、従業員さんの駐車場を設置される予定です。給排水計画は排水が発生しないということです。生活雑排水は発生しない、雨水は敷地内の浸透トレンチにて処理するとのことでした。造成中の被害防除対策は近隣への土砂流出等がでないように極力、注意して工事を行うとのことでした。さらに造成中の工事車両の乗入れにつきましては朝夕の混雑を避け、近隣に対する重機による粉塵等の被害を出さないように極力努めます、とのことでした。何ら問題はないと思えますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

会 長) 次に3番をお願ひいたします。

事務局) 所有権移転の3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色の着色部分になります。菊池農業高から南側へ約1kmの場所になります。農地区分は2種農地となり、転用は可能な場所となります。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの説明をお願ひいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。所在地は、菊池農業高校から南東へ約1km行ったところ
です。土地の選定理由、本件申請地は生活環境が整備されており、住環境もよく、利便
性を考慮し、本申請地を選定しました。計画の概要は、計画面積1,463㎡、共同住宅2
棟、給排水計画、生活雑排水は市の公共下水道を利用する、雨水は浸透枡で地下浸透処
理後、オーバーフロー分は、東側側溝に放流するとなっており、何ら問題はないと思
いますので皆さまのご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に4番をお願いいたします。

事務局) 所有権移転の4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、
登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンを
ご覧ください。申請地は赤色の着色部分になります。菊池農業高から南西側へ約1.2kmの
ところになります。農地区分は3種農地となり、転用の許可は可能な農地となります。
位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。土地の所在地は、国道387号線の富の原セブンイレブン
から西へ約200m行ったところ。土地の選定理由、本件申請地は生活道路も整備され
ており、環境も良く、需要や利便性を考慮し選定しました。計画概要、共同住宅2棟、
計画面積1,510㎡、給排水計画、生活雑排水は市の公共下水道、雨水は浸透枡にて地下
浸透処理後、オーバーフロー分を北側側溝に放流となっております。皆さまのご審議、
よろしく申し上げます。

会 長) 次に5番をお願いいたします。

事務局) 所有権移転の5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、
登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンを
ご覧ください。申請地は赤色の着色部分になります。泗水支所から東側へ約2.5kmの
ところになります。農地区分は1種農地に該当しますが、例外規定による集落接続により、
転用の許可は可能な農地となります。位置図及び現況写真についてはスクリーンを
ご覧ください。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政樹委員) 18番の森です。4月5日に現地調査を行いました。譲渡人は、大坂にお住
まいで、譲受人は熊本市に住んで農家をされておられます。土地の所在地は、今説明が
ありましたとおり、泗水支所から約2.5km、東側へ行ったところでございます。事業の目
的。自宅兼事務所として計量器の検査事務所を開業することです。農業も行う

とのことです。隣接の方の同意もとられており、生活雑排水、汚水は菊池市公共下水道を利用されます。雨水につきましては、浸透枳を設置されまして、宅内処理をされるということでございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議、よろしくおねがいます。

会 長) 次に賃貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色の着色部分になります。菊池市役所から東側へ約2.2kmの南西の方向に向かったところになります。農地区分は第1種農地となりますが流通施設等の例外規定により、転用の許可は可能な農地となります。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんの説明が終わりましたが、所有権移転の5番と賃貸借権設定の1番を除く案件につきまして、何かお尋ねやご意見等ありましたらお受けいたします。

高山悦子委員) 8番の高山です。20ページの4番についてなんですけれども、譲受人は上天草市の造船鉄工所となっていますが、共同住宅というのは为什么呢。社員寮ということではなくても、共同住宅として経営、営業目的の中に入っているのでしょうかこの共造船鉄工所に。

会 長) 事務局、お願いします。

事務局) こちらの事業の内容には、不動産の所有売買、賃借及び運用ということで共同住宅なり、住宅等を建てたり、売ったり等は出来るようになっております。事業の内容としてなっております。大変申し訳ありませんが、こちらの所在地が字が「高畑」となっておりますが、申請書では「中原」というところになっておりますので、大変申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いいたします。失礼しました。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) それでは、所有権移転の5番と賃貸借権設定の1番を除く案件について、承認いただける方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので所有権移転の 5 番と賃貸借権の 1 番を除く案件につきましては、許可相当とすることに決定いたします。

次に、所有権移転の 5 番と賃貸借権の 1 番について、議席番号 1 番と議席番号 7 番の委員さんは、しばらくの間、ご退席をお願いします。

会 長) それでは、所有権移転の 5 番と賃貸借権の 1 番について、何かお尋ねやご意見がございましたらお受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。21 ページの 1 番ですが、以前質問したと思いますが、これは休憩所等に類する施設ということでしょうか。

会 長) 事務局、お願いいたします。

事務局) セブンイレブンにイートインスペースがあればよいとなっております。

会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) それでは、所有権移転の 5 番と賃貸借権の 1 番について、ご異議のない方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので許可相当とすることに決定いたします。退席の委員さんは、自席にお戻りください。

次に、議案第 7 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第 7 号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。22 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局) 23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設

定は、賃借権設定 16 件、所有権移転が 10 件となっています。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。25 ページをご覧ください。番号 1 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番につきましては、担当委員さんからの意見ををお願いします。

松岡忠委員) 15 番の松岡です。所有権を移転するものです。双方話合ってから本件申請となったものです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議、よろしくをお願いします。

会 長) 次に 2 番をお願いします。

事務局) 2 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。こちらは、贈与となっております。

会 長) 2 番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

川口五月委員) 5 番の川口です。所有権の移転を受ける方は、この近くにも作付けをされておりまして、所有権を移転する方の土地も数年前から作付けされていました。今回は贈与によるものです。問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

会 長) 次に 3 番をお願いします。

事務局) 3 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。こちら先ほど 9 ページでお話したところの申請人です。何ら問題ないかと思えます。審議よろしくをお願いします。

会 長) 次に 4 番をお願いします。

事務局) 4 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。

会 長) 4 番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。これは、花房台地になりますが、基盤整備時に 1 枚の畑になっておりまして、その中の一部が売渡人の方です。ですので、何ら問題ないかと思

ますが、審議よろしくお願ひします。

会 長) 次に5番をお願ひします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。お互いの要望による所有権移転です。所有権の移転を受ける方が、以前からこの土地で水稻等を作られておられて、3ヶ月程前に今回申請が上がっている、隣の所も買われており、その時に、反当りの単価が高かったので、数年前に自分の土地を買っていただいた時の単価で買いましたとのことだったので、今回も単価は高いですけども、お互いで決められたことです。何ら問題ないと思います。皆さまのご審議、よろしくお願ひします。

会 長) 次に6番をお願ひします。

事務局) 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひします。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。4月4日、推進委員と現況を見てまいりました。お互いによる要望による所有権移転です。譲受人はこの土地でWCSを作られるということでした。皆さまのご審議、よろしくお願ひします。

会 長) 次に7番をお願ひします。

事務局) 7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひします。

東博己委員) 11番の東です。所有権の移転を受ける者は、養豚業をやっておられまして、すでに、周りの畑で野菜等を生産されており、今回相互合意による売買となっております。何ら問題ないかと思ひますので、皆さまのご審議をお願ひします。

会 長) 次に8番をお願ひします。

事務局) 8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。こちらは贈与になります。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

青木孝博委員) 17番の青木です。4月6日に現地調査に行つてまいりました。これは、知人間の贈与です。15年程前から譲渡人の畑で譲受人が野菜を栽培されています。現在はハウスでトマトやイチゴ等の栽培をされています。今後もイチゴ、トマト等の栽培を続けていく予定とのことです。何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長) 次に9番と10番は関連しておりますので一括して説明をお願いします。

事務局) 9番と10番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。こちらは贈与になります。

会 長) 9番と10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。所有権の移転を受けられる方は、地元で繁殖馬をされています。この畑はこれまでも作付けがされており、所有権の移転を受けた後も飼料作を作付けされるとのことです。皆さまのご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、ただいま説明がありました所有権10件のほか、賃貸借権設定16件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

会 長) それでは、議案のご確認をしていただいたと思います。お尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) それでは、意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは挙手願います。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定します。次に議案第8号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 8 号非農地証明願について、ご説明させていただきます。32 ページをご覧ください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただき、「非農地証明書」を交付するものでございます。今回の案件は、1 件となっております。開けていただいて 33 ページをご覧ください。「非農地証明願」です。願出人の住所、氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては記載のとおりです。位置図につきましては、34 ページをご覧ください。当該地は、森林の様相を呈しており、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることは、止む得ないものと思われ、所有者の願い出により非農地と証明するものです。なお、3 月 15 日に担当の吉良委員と安武推進委員及び事務局で現地調査を行っております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 非農地証明願につきまして、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、なにかお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) それでは、意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは挙手願います。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定します。次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 35 ページをお開きください。報告案件は「許可返納願について」、「合意解約について」の 2 件となっております。まず、「許可返納願」でございます。36 ページをご覧ください。詳細につきまして、記載のとおりでございます。次に、「合意解約」でございます。37 ページをお開き下さい。今回、農地法第 18 条の規定による合意解約通知が 8 件あっており、詳細につきましては、37 ページから 39 ページの記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただいま事務局より、報告案件について、説明がございましたが、この件につきまして、なにかお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) それでは、意見もないようですので、以上のとおり報告とさせていただきます。本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、委員の皆さん、ご起立をお願いします。これをもちまして「令和 5 年第 3 回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩